

四日市市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月18日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第65号

四日市市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

四日市市自転車競走実施規則（昭和37年四日市市規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（出場資格の確認）</p> <p>第41条 第39条の通知を受けた選手及び先頭員は、当該通知に係る集合日の集合時刻までに、次の各号に掲げるものを携帯して、競走を行う競輪場（以下「本場」という。）内の所定の場所に到着しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>（出場資格の確認）</p> <p>第41条 第39条の通知を受けた選手及び先頭員は、当該通知に係る集合日の集合時刻までに、次の各号に掲げるものを携帯して、競走を行う競輪場（以下「本場」という。）内の所定の場所に到着しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 競輪振興法人の発行した当該選手及び先頭員の登録選手手帳</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

（商工農水部けいりん事業課）